

国立大学法人熊本大学利益相反アドバイザーボード要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人熊本大学利益相反に関する規則（平成16年9月30日制定）第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 アドバイザーボードは、次に掲げる外部アドバイザーをもって組織する。

- (1) 弁護士 1人
 - (2) 公認会計士 1人
 - (3) その他弁理士、税理士、学識経験者等で国立大学法人熊本大学利益相反検討委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めた者 1人
- 2 外部アドバイザーは、委員会の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 3 外部アドバイザーの任期は、2年を超えない範囲で学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(任務)

第3条 アドバイザーボードは、委員長の諮問に応じて、次に掲げる事項について助言又は提言を行う。

- (1) 利益相反マネジメント体制及びガイドライン等に関する事項
- (2) 利益相反及び責務相反（以下「利益相反等」という。）に係る諸問題に関する事項
- (3) 利益相反等に係る情報開示に関する事項
- (4) 利益相反等の活動内容及び委員会の判断に関する事項
- (5) その他利益相反マネジメント等に関する事項

(諮問)

第4条 委員長は、必要に応じてアドバイザーボードに諮問するものとする。ただし、委員長が諮問の内容に応じて必要があると認めるときは、外部アドバイザー個人に対して直接助言又は提言を求めることができる。

(秘密の保持)

第5条 外部アドバイザーは、その他任務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第6条 アドバイザーボードの事務は、マーケティング推進部産学連携ユニットにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月25日から施行する。